

## 令和 6 年能登半島地震富山市災害義援金配分委員会設置要綱

### （趣旨）

第 1 条 令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により被災した富山市民に対し、市内外から寄せられた令和 6 年能登半島地震富山市災害義援金（以下「義援金」という。）の配分を適正かつ公平に行うため、令和 6 年能登半島地震富山市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置するもの。

### （委員会の構成）

第 2 条 委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （委員会の所掌事務）

第 3 条 委員会は、義援金の配分にかかる次の事項について審議する。

（1）配分対象・基準

（2）配分時期

（3）配分方法

（4）その他必要な事項

### （委員会の招集）

第 4 条 委員長は必要の都度、委員会を招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

### （委員会の庶務）

第 5 条 委員会の庶務は生活支援課において処理する。

### （その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 6 日から施行し、義援金の配分の完了をもって廃止するものとする。

別表

令和 6 年能登半島地震富山市災害義援金配分委員会名簿

| 委 員          | 区 分  |
|--------------|------|
| 富山市副市長       | 委員長  |
| 富山市福祉保健部長    | 副委員長 |
| 富山市市民生活部長    |      |
| 富山市社会福祉協議会   |      |
| 富山市自治振興連絡協議会 |      |
| 富山市会計管理者     | 監事   |

# 令和 6 年能登半島地震富山市災害義援金配分委員会委員名簿

| 区分   | 氏名    | 役職等                      | 備考   |
|------|-------|--------------------------|------|
| 行政   | 西田 政司 | 富山市副市長                   | 委員長  |
| 行政   | 古西 達也 | 富山市福祉保健部長                | 副委員長 |
| 行政   | 鎌田 泰史 | 富山市市民生活部長                |      |
| 関係団体 | 岡地 聡  | 社会福祉法人富山市社会福祉協議会<br>専務理事 |      |
| 関係団体 | 久保 寿市 | 富山市自治振興連絡協議会<br>副会長      |      |
| 行政   | 杉本 周児 | 富山市会計管理者                 | 監事   |